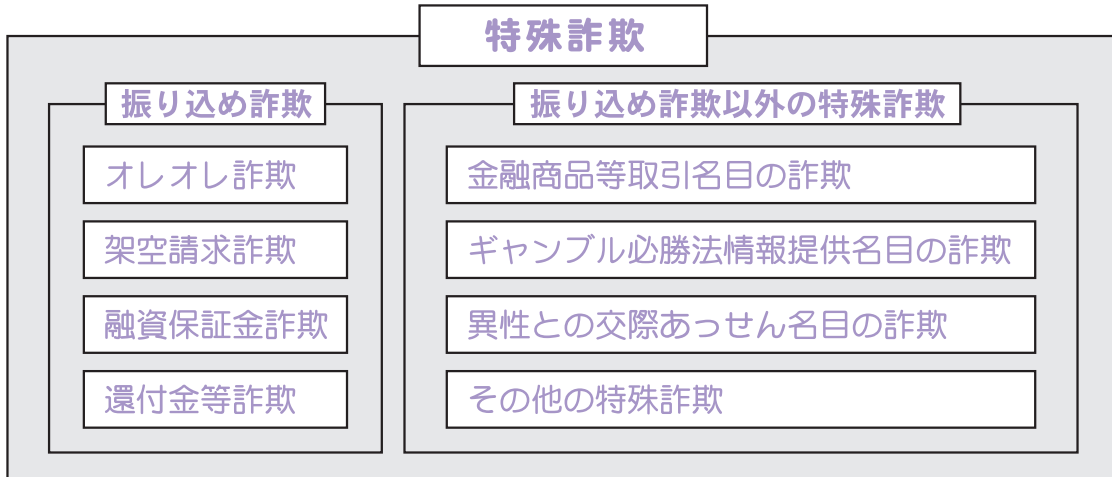


特殊詐欺にご用心！

特殊詐欺とは、相手と対面して金品をだまし取る手口の従来型の詐欺とは異なり、被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込み、その他の方法（郵送、受け子へのキャッシュカード・現金の手渡し）により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝も含む。）の総称です。特殊詐欺は下記のとおり8種類に分類されます。



■特殊詐欺の認知件数と被害額

特殊詐欺の被害は年々その手口が巧妙になり、被害も増加しています。

区分	平成25年	平成26年	平成27年 1～6月
北海道	217件 8億8,178万円	259件 12億5,363万円	175件 6億3,163万円
北見方面	7件 5,802万円	12件 1億6,623万円	4件 3,349万円

詐欺の手口と被害に遭わないために

■オレオレ詐欺

息子や孫を装って「会社の書類が入ったカバンをなくした」「サラ金に借金をしてしまった」「交通事故を起こしてしまった」などと言ってお金をだまし取る手口。

これまでは銀行のATMでお金を振り込ませる手口がほとんどでしたが、最近は犯人が自宅を訪問したり、自宅近くの路上や公園に呼び出したりして、現金やカードを直接だまし取る「手渡し型」が増えています。

被害に遭わないために

- ・相手に名前を名乗らせる。
- ・電話を切ったあと、本人へ連絡をとり、事実を確認する。
- ・警察官、銀行協会職員等が暗証番号を聞いてキャッシュカードを預かることはありません。



事例

長男を名乗る犯人から電話で、「飲食店で書類が入ったカバンを紛失した」、「今日中に500万円を支払わなければならない」などと言われ、指示に従い、自動車販売店で新車のカタログを受け取り、金融機関窓口で提示しながら、新車の購入代金と説明して現金を引き出し、犯人に500万円を手渡した。